

広報たけとよ「広報クイズ」プレゼント企画実施運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広報たけとよの読者を増やし、より親しみをもって読んでもらうとともに、町内の事業所で働く方や優良な物品等を紹介することで本町の産業の振興にもつなげるため、広報たけとよのシリーズ企画として実施する「広報クイズ」でのプレゼント企画（以下「プレゼント企画」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(プレゼント企画の掲載)

第2条 広報たけとよへのプレゼント企画の具体的な掲載の場所及び大きさ並びに紹介に係る表現は、町が取材を行った上で、町が決定する。

(プレゼント物品提供事業者の基準)

第3条 プрезент企画に使用するプレゼント物品の提供事業者（以下「プレゼント物品提供事業者」という。）となることができる者は、町内に店舗又は事務所があり、武豊町広告掲載基準第2条各号に該当しない事業者とする。

(プレゼント物品の基準)

第4条 プрезент企画に使用するプレゼント物品とすることができるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町民の福祉の増進又は利便性の向上に寄与するものであること。
- (2) 有体物又はサービスの提供（無料券を含む。）であること。
- (3) プрезент物品提供事業者が製造又はサービスの提供を販売することであること。
- (4) 図書カード等の金券でないこと。

(プレゼント物品の規格)

第5条 プрезент物品の規格は、次の各号の全てを満たすこと。

- (1) 1回のプレゼント企画に対するプレゼント物品は、当選者を5人とし、1人あたり1,000円相当分で、総額5,000円相当分であること。
- (2) プрезент物品は、無償で引換えができるものであること。

(プレゼント企画への応募)

- 第6条 プрезент企画への参加を希望する者は、町に電話又はメールで応募するものとする。
- 2 広報に掲載するプレゼント物品提供事業者は毎号1事業者とし、原則、同一事業者は年1回のみの掲載とする。ただし、応募者数が広報発行回数に満たない場合は、この限りでない。
 - 3 プрезент企画応募後に辞退する場合は、掲載号の発行日の2号前の発行日までに町に申し出ることとする。

(取材及び校正)

- 第7条 町は、掲載号の発行日の20日前の日までにプレゼント物品提供事業者に対し、取材を行うものとする。
- 2 町は、プレゼント物品提供事業者に原稿を送付し、校正の機会を設けるものとする。
 - 3 町は、前項の校正が終了した後に、原稿の最終決定を行うものとする。

(プレゼント物品の提供方法等)

- 第8条 プrezent物品の提供方法は、町が発行した引換券とプレゼント企画の当選者が、プレゼント物品提供事業者の武豊町内の店頭等において引き換えることにより行うものとする。
- 2 プrezent物品の当選者への引換券の発送は、町が行うものとする。
 - 3 引換券には、引換期限を印字するものとする。
 - 4 プrezent物品提供事業者は、引換期限内に引換券を持参した者に対し、プレゼント物品を提供するものとする。
 - 5 前項の規定による提供が直ちにできない場合において、引換券を持参した者の不利益とならないよう、プレゼント物品提供事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。
 - 6 プrezent物品提供事業者は、プレゼント物品を提供する際に、引換券を持参した者に自社商品の購入、体験等の責務を課してはならない。

(掲載の取消し)

- 第9条 町は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、プレゼント物品提供事業者の掲載を取り消すものとする。
- (1) 応募内容に偽りがあったとき。
 - (2) プrezent物品の提供を、適切に行うことができないとき。
 - (3) 当該プレゼント物品提供事業者から、掲載辞退の申出があったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと認識したとき。

(損害賠償)

- 第10条 町は、プレゼント物品提供事業者がプレゼント物品の提供を履行しなかったことにより、町、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、プレゼント物品提供事業者に損害賠償を請求することができるものとする。

(プレゼント物品提供事業者の責務)

第11条 プрезент物品に関する一切の責任は、プレゼント物品提供事業者が負うものとする。

(その他)

第12条 この基準に定めのない事項は、町が決定するものとする。

この基準は、令和4年2月15日から施行する。

